

過労自殺勤務を過少申告

清水建設社員 時短目標が影響か

ゼネコン大手の清水建設の男性社員（当時29）が2021年8月に自殺し、今年5月に労災認定されていたことが分かった。長時間の残業をしていたが、勤務時間に関する記録を操作し、過少に申告していた。時短目標の達成が評価の対象になると上司から伝えられたことが影響した可能性があり、会社は実際の労働時間を把握できていなかった。

▼26面―実態と食い違い
男性は東京都内の独身寮で亡くなった。遺族から仕事の原因ではないかと指摘を受け、会社は21

年11月に外部の弁護士3人による特別調査委員会を設置。22年3月に、長時間労働が原因だったとする報告書をまとめた。会社は翌月、遺族に謝罪して和解した。

報告書や遺族によると男性は東大工学部を卒業後、16年に同社に入社。20年に下水処理施設の工事を手がける東京都江東区の作業所に配属され、工程の管理や下請け会社との調整などを担った。

同社では労働時間は自己申告制だった。それは別に個人の業務用パソコンのログオン・ログオフ時刻も自動的に記録さ

れ、上司が両方に差異がないかを確認していた。

しかし、自分のパソコンでログオンしたまま、共用パソコンなどにも自分のIDでログオンしたうえでログオフすると、その時刻が記録され、自分のパソコンで仕事を続けても記録が残らない仕組みになっていた。作業所の社員約10人のうち、男性を含む3人がこうした操作をしていた。

調査委がパソコンの操作履歴などから男性の実際の残業時間を調べた結果、うつ状態になったとみられる21年8月1日ごろの直前3カ月は平均1

00時間を超えていた。

報告書によると、男性の上司は同年5月ごろに作業所内で回覧した文書で、21年度のうち4カ月は残業時間を月45時間以内に抑えるよう要請。

「社内ルールが守れないと考課に影響すると考えて下さい」と書いた。男性がログオフ時刻を操作した理由について、報告書は「時短目標の達成が評価に影響するとされていたことが大きかったと考えられる」とした。

亀戸労働基準監督署（東京）は今年5月、法定労働時間を超えて男性を働かせていたなどとして同社に是正勧告し、男性の労災を認定した。

同社は「故人のご冥福をお祈りし、再発防止に取り組んでいく」とコメントした。

（編集委員・沢路毅彦）

